

水道料金の徴収を怠る事実に関する住民監査請求について，地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので，その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成24年4月24日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	山	下		稔
同	波	多		等
同	森	谷	忠	造

水道料金の徴収を怠る事実に関する住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成24年2月24日

3 請求の要旨(原文)

合併前の庵治町は，昭和50年香川用水受給に際し庵治町字丸山156番地181をAより用地買収（水道特別会計）他1筆と合わせて配水池を設け，同地を配水池に通ずる道とした。以後，今日迄，A所有地に上水道を配水するもメーターを付けず無償で水道を使わせている。公営企業として許される事でない。メーターを設置すべきである。併せて水道料金を徴収すべきである。

（注）庵治町字丸山156番地181の登記簿謄本および更正図を事実証明書として添付しているが，その内容は省略した。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求に係る監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）の職員が、昭和50年から本件請求時（平成24年2月24日受付）まで引き続いて市の水道水を使用しているBに対する市水道料金の徴収を違法または不当に怠っている事実があるか否かという事項である。

そして、その措置請求の内容は、市長に対し、職員をして上記Bから未徴収の上記市水道料金を徴収させるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求めるというものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定により、請求人に対して、平成24年3月22日に、証拠の提出および陳述の機会を与えたところ、請求人からは、同月12日付けで陳述書の提出があった。

請求人は、陳述書において、市が、上記Bに無償で水道水を使用させることが、民法第90条に規定する公序良俗に違反することは明らかであるとしている。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は、上下水道局浄水課である。

第3 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象部局の職員から事情聴取するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

（1） Bによる市水道水の使用状況

香川県木田郡庵治町（以下、「旧庵治町」という。）は、香川県営水

道から水の供給を受け、これを一時的に貯留し、自然流下の方法によって町内住民などに上水の安定供給を図る目的で、丸山配水池を整備するに当たり、それに必要な土地を購入するため、昭和52年3月4日付けで土地所有者であるA（Bの被相続人）から用地を買い受ける土地売買契約（以下、「本件売買契約」という。）を締結した。

その売買交渉の過程で、Aから旧庵治町側に対し、土地売買の条件として、「果樹の防除に水道水を利用させてもらいたい。」という強い要望があったことから、旧庵治町は、Aと協議し、旧庵治町としては、買収対象外の同氏所有地内に旧庵治町の既設水道管が設置されており、今後も無償でその使用の継続を承諾してもらう代償として、Aからの要望を容認することにより、売買交渉が円満に進捗するのであれば、両面の解決を図ることができ、旧庵治町の利益になると判断し、その旨をAに申し出たところ、Aもこれを承諾し、両者間にその旨の合意が成立した。そこで、旧庵治町とAの両者は、本件売買契約に関する契約書の約定の中に、この合意に関する事項を盛り込むこととし、同契約書の第8条で、Aは、旧庵治町が必要とする限り、自己所有地内の既設水道管の存置継続を認めることを約定する一方、第10条で、旧庵治町は、Aに対し、果樹の防除等農業用の用途に限定して、年間使用量約30立方メートルの水道水を無償で使用を認める約定をしている。

そして、平成18年1月10日の市町合併により、旧庵治町長による同契約行為は、市水道事業管理者（平成23年4月1日から市上下水道事業管理者）に承継されている。

Aは、本件売買契約が成立した後、上記契約書における約定に従って水道水を使用し始め、同人死亡後は、相続により権利を承継したBが、その使用を続けているが、その使用には、旧庵治町が現場作業時の手洗い等に使用するために現地へ設置していた装置（以下「配水装置」という。）を使用しており、旧庵治町および市は、配水装置に水道メーターを設置していないため、Aらが使用した水道水の正確な使用量は把握できていない。

しかし、市は、Bの水道水使用量については、上記契約書第12条で、信義を重んじ誠実にこの契約を履行すると約定されているので、これが遵守されているものと認識し、適切な使用がなされているものと考えており、Bが所有する果樹園が約450平方メートルに過ぎず、その使用が、果樹の薬剤散布や水やりなどに限定されているところから、その年間使用量は約定の約30立方メートルの範囲内にとどまるものと推認している。

(2) Aらの水道水使用に対する料金徴収の有無とその理由

市は、Bの水道水使用については、前記契約書第10条の約定により、同人から水道料金を徴収していない。

同条項を約定した理由は、前述のとおりであり、旧庵治町は、この約定成立により、Aやその相続人であるBに、無償による水道水の使用を認めたものの、その年間使用量を約30立方メートルに制限するなどの使用条件を設けており、これによる負担は極めて軽微であるのに対し、旧庵治町は、その代償として、配水池設置に必要な用地を確保できた上、A側が所有している別途土地に設置されていた水道管施設を無償で半永続的に使用できる利益を得ることができたものであり、負担よりも受ける利益が大であると判断したことなどによるものである。

また、水道料金免除に関して、庵治町水道事業給水条例第35条第1項および第2項は、公益上その他特別の理由があると認めるときは水道料金を免除できると規定し、高松市水道事業給水条例第39条は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、水道料金を免除することができると規定しており、旧庵治町や市は、Aおよびその権利承継者であるBから水道料金を徴収しないとしたことは、これらの規定の適用を受けるものとして、水道料金を無償としているものである。

ちなみに、A側が上記契約書第11条に規定する条件の範囲内で水道を使用した場合における水道料金を、平成23年度の計算基準に従って算出すると、最大で年間1万4,805円となる。

(3) Aらから水道料金を徴収しないことに関する市の認識とその対応

市は、通常、市水道管を民有地に埋設するに当たっては、その土地を買収または賃借する方法により権利の保全を図っているところであるが、本件においては、(2)のとおり、本件売買契約の交渉経緯から、本件売買契約と一体的に解決する方法を採り、前記契約書第8条の約定により既設水道管の使用権を保全するとともに、同第10条の約定により水道料金を無償とし、別途に水道管理設賃貸借契約を締結する方法を採っていない。そのため、本来なら用地買収または賃借により確保すべき水道管理設用地を無償で使用するものの代償として、水道水の使用料金を免除して無償としたことに相当の理由があり、適法ではあるものの、その権利関係や対価性などに明確性を欠く結果となっていることは否定し難く、市としては旧庵治町と合併したことに伴い、一旦、これに関する前記約定を解消し、Bから徴収すべき水道料金は、これを徴収し、既に埋設している水道管維持に必要な用地は、これを賃借する契約を締結して明確化させる方針を決め、協議を進めているところであるが、平成18年に実施した国土調査法に基づく地籍調査の際、水道用地等の境界を確定することができず、地域一体が水道用地も含めて筆界未定となったことから、権利の及ぶ範囲が不明確となり、水道メーターの設置および水道管理設賃貸借契約の締結ができない状態が続いている。

ちなみに、市は、この水道管理設賃貸借契約を締結した場合の年間借地料は、これまでの取引事例に照らし、概ね6万円程度であると見積もっている。

なお、市とBとの協議は現在も継続しているが、近い将来の合意の成立は期待し難い見込みであり、当該施設が設置後40年近く経過していることを踏まえ、今後、隣接する牟礼町の配水エリア再編を含めて検討を行っている。

2 監査委員の判断

(1) Bに対する水道料金不徴収の適法性・妥当性について

請求人は、市が、旧庵治町時代の昭和50年から本件請求時まで引き続いて公の水道水を使用しているBに対して水道料金を徴収していないことは、公序良俗に違反して違法または不当であると主張しているもので、この点について検討する。

市は、「監査により認められた事実」(1)ないし(3)で明らかとなっており、Bから同人が使用した水道水の料金を徴収していないことは事実であるが、これは、旧庵治町がBの被相続人であるAと締結した土地売買契約書第10条の約定に基づくものであり、理由がないものではない。

そして、庵治町水道事業給水条例第35条第1項および第2項ならびに市水道事業給水条例第39条は、いずれも公益上その他特別の事情があると認めたときは、水道料金を免除することができる旨規定しているところ、上記約定は、旧庵治町が町内全域に水道水を安定的に供給するために必要な丸山配水池の用地確保という公益上の理由から、取り決められたものであり、水道料金を無償として免除したことは、その利益を受ける相手方から既設水道管理設用地の無償使用を承諾することの代償としてなされたものであり、無償使用を認めた水道水の平成23年度基準による料金額が年間1万4,805円相当であるのに対し、水道管理設用地の賃借料推定金額が年間6万円位であることを考えれば、市にとって利益こそあれ損失はないと認められ、水道料金を免除する特別な事情があると認めるのが相当であり、市が、Bから水道料金を徴収していないことは、上記各条例の規定に適合しており、直ちに違法、不当なものとは言えず、他にこれが公序良俗に違反しているとする点も全然見当たらないので、請求人の主張は認め難い。

(2) 市が講ずべき必要措置について

市が、契約書第10条の約定により、Bから水道料金を徴収していないことは、前述のとおり、直ちに違法、不当と言えるものではないが、土地売買契約において、土地売買とは直接関係のない、水道の無

償使用を認める条項を設けたことは、決して好ましいものとは言えず、その無償使用による水道料金の免除とその代償として承認された水道管埋設用地の無償使用の関係などに不明確なものがあることを考慮すると、早期に、支払うべきものは支払い、徴収すべきものは徴収するという簡明な契約に切り替えるなどの是正をなして、改善を図るべきであり、現状に甘んじるべきではないものと思料する。

以上、検討のとおり、請求人の主張は理由がなく失当である。よって、本件措置請求には理由がないものと判断する。